



電気需給約款[低圧]等以外の供給条件

(電気・ガス価格激変緩和対策事業に係る電気料金の特別措置)

令和5年7月1日実施

料金その他の供給条件の内容

1 適用

- (1) この供給条件は、電気需給約款〔低圧〕（以下「需給約款」といいます。）、プレミアム、夜トク 8、夜トク 12、スマートライフ、TEPCOプレミアム for ソフトバンク、TEPCOプレミアムプラン for エアロテック、TEPCOスマートライフプラン for エアロテック、アクアエナジー 100、再エネおあずかりプラン、くらし上手、時間帯別電灯〔夜間 8 時間型〕（選択約款）、時間帯別電灯〔夜間 10 時間型〕（選択約款）、季節別時間帯別電灯（選択約款）、ピーク抑制型季節別時間帯別電灯（選択約款）、低圧高負荷契約（選択約款）、深夜電力（選択約款）および第 2 深夜電力（選択約款）（以下「当社が定める約款等」といいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。
- (2) この供給条件は、この供給条件実施の日から令和 5 年 10 月分の計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。

2 料金の特別措置

- (1) アクアエナジー 100 にもとづき電気の供給を受けるお客さまの料金は、アクアエナジー 100 6 (料金) にかかわらず、アクアエナジー 100 6 (料金) によって料金として算定された金額から次の特別措置の割引単価およびその 1 月の使用電力量によって算定された特別措置の割引額を差し引いたものといたします。

なお、特別措置の割引額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

	この供給条件実施の日から令和 5 年 9 月分の計量期間等の終期までの期間	令和 5 年 10 月分の計量期間等
1 キロワット時につき	7 円 00 銭	3 円 50 銭

- (2) 再エネおあずかりプランにもとづき電気の供給を受けるお客さまの需給

契約料金は、再エネおあずかりプラン4（契約種別および需給契約料金）(1)ニ、(2)ニ、(3)ニ、(3)ホ、(4)ハ、(5)ハ、(6)ニ、(7)ニもしくは(8)ニまたは附則4（電化厨房住宅契約についての特別措置）(3)にかかわらず、再エネおあずかりプラン4（契約種別および需給契約料金）(1)ニ、(2)ニ、(3)ニ、(3)ホ、(4)ハ、(5)ハ、(6)ニ、(7)ニもしくは(8)ニまたは附則4（電化厨房住宅契約についての特別措置）(3)によって需給契約料金として算定された金額から次の特別措置の割引単価およびその1月の使用電力量によって算定された特別措置の割引額を差し引いたものとしたします。

なお、特別措置の割引額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

	この供給条件実施の日から令和5年9月分の計量期間等の終期までの期間	令和5年10月分の計量期間等
1キロワット時につき	7円00銭	3円50銭

3 燃料費調整単価の特別措置

(1) 当社が定める約款等（アクアエナジー100および再エネおあずかりプランを除きます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまの燃料費調整単価は、需給約款別表2（燃料費調整）(1)ハにかかわらず、需給約款別表2（燃料費調整）(1)ハによって算定された値から(2)の特別措置の燃料費調整単価を差し引いたものとしたします。

(2) 特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりとしたします。

	この供給条件実施の日から令和5年9月分の計量期間等の終期までの期間	令和5年10月分の計量期間等
1キロワット時につき	7円00銭	3円50銭

4 そ の 他

その他の事項については、当社が定める約款等に定めるところによるものといたします。

附 則

1 実 施 期 日

この供給条件は、令和5年7月1日から実施いたします。

2 この供給条件実施にともなう切替措置

この供給条件実施にともない、電気需給約款 [低圧] 等以外の供給条件（電気・ガス価格激変緩和対策事業に係る電気料金の特別措置）（令和5年1月1日実施）は廃止いたします。